

女川町「使用済核燃料税」の新設について

1. 新設の理由 [女川町協議書より抜粋]

女川原子力発電所は、牡鹿半島の女川町と石巻市の境界に位置し、昭和から平成にかけて1号機から3号機まで営業運転が開始され、合計217万4,000kWの出力によって、東北地方の電気エネルギーを担う拠点として重要な役割を果たしてきました。

平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により全機が停止し、その後の新規制基準への対応に伴い、1号機は廃止となりましたが、2号機については安全対策工事を実施し、令和6年11月に再稼働しました。3号機については引き続き停止中であるものの、設置変更許可申請に向けた地質調査が実施されています。

発電所から発生する使用済燃料は、敷地外へ搬出されることが原則であります。2号機の管理容量に対する保管状況の割合が約8割に達している状況から、令和6年2月に敷地内における2号機使用済燃料乾式貯蔵施設の設置について、事業者から安全協定に基づく事前協議の申入れがあり、本町は将来的に確実な搬出を求め、これに同意したものの、保管の長期化に対する懸念が生じたところです。

計画中の乾式貯蔵施設は、発電所敷地内の女川町と石巻市の境界部に2棟が設置される予定で、令和8年5月から本体工事に着工し、令和10年3月に石巻市側の1棟目が、令和14年6月に女川町側の2棟目が完成する見込みです。

乾式貯蔵施設の設置計画に伴い、現在原子炉建屋内で保管されている使用済燃料に対する住民の不安も高まっています。しかしながら、核燃料サイクル政策の遅延等の影響により、使用済燃料を発電所敷地内に保管せざるを得ない状況となっていることから、立地自治体として安全対策を一層確かなものにするとともに、住民の理解と協力を得るための啓蒙対策、民生安定対策、生業安定対策や移住定住推進等の多岐にわたる施策を行っていく必要があります。

以上を踏まえ、今後の原子力発電所を取り巻く環境変化に伴う様々な財政需要に対応するため、使用済核燃料税の導入について検討・協議を重ね、令和7年10月14日に特定納税義務者に対する申入れを行い、令和7年11月6日に受入れの回答をいただきました。

また、「女川町使用済核燃料税条例」の制定について、令和7年12月25日に町議会の議決を受けたことから、今回、法定外普通税として「女川町使用済核燃料税」の新設について、地方税法(昭和25年法律第226号)第669条の規定に基づき協議を行うものです。

2. 概要 [女川町協議書より]

課税団体	宮城県女川町
税目名	使用済核燃料税（法定外普通税）
課税客体	使用済核燃料の保管
課税標準	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量（使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限る。）
納税義務者	発電用原子炉の設置者※東北電力(株)
税率	1キログラムにつき620円
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）約2.9億円
課税免除等	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	条例施行日から5年間 ※条例施行後5年を経過したときは、その効力を失う

3. 同意要件との関係

女川町使用済核燃料税について、地方税法第671条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第671条 総務大臣は、第669条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る市町村法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

核燃料に対する税としては、宮城県核燃料税（法定外普通税）があるが、今回新設を予定している女川町使用済核燃料税の課税標準は「使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量」であり、一方、宮城県核燃料税は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」及び「発電用原子炉の熱出力」とされていることから、課税標準を異にしている。

なお、発電所に対する税として電源開発促進税（国税）があるが、課税標準は「販売電気の電力量」とされていることから、女川町使用済核燃料

税と課税標準を異にしている。

この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税において、課税標準を同じくするものはないと考えられる。

② 住民の負担

以下の点を考慮すると住民の負担が著しく過重とまではいえないと考えられる。

- ・ 特定納税義務者である東北電力(株)は、令和6年度の年間売上高が2兆6,449億円の企業であるが、本税による負担(平年度)は約2.9億円／年(宮城県核燃料税による負担額は約11.3億円)であること。
- ・ 仮に電気料金に転嫁された場合の影響額は、女川町の試算によると、一般的な家庭1世帯で1.1円／月(宮城県核燃料税が転嫁された場合、6.4円／月)程度であること。
- ・ 特定納税義務者である東北電力(株)から「条例案を受け入れさせていただく」との意見書が女川町議会に提出されていること。

上記のことを考慮すると、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

女川町使用済核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないものと考えられる。

(3) 「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところであり、また、エネルギー基本計画においては、原子力利用を進めていく上で、立地地域との共生に向けた取組が必要不可欠とされているところである。

女川町は原子力発電所立地地域として、女川町使用済核燃料税の税収も活用しつつ、原子力発電所の放射能監視、緊急医療施設等の管理、災害時における避難路等の整備など、原子力安全対策を講じている。

したがって、女川町使用済核燃料税は、安全性の確保や地域との共生を図る国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「1及び2に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。